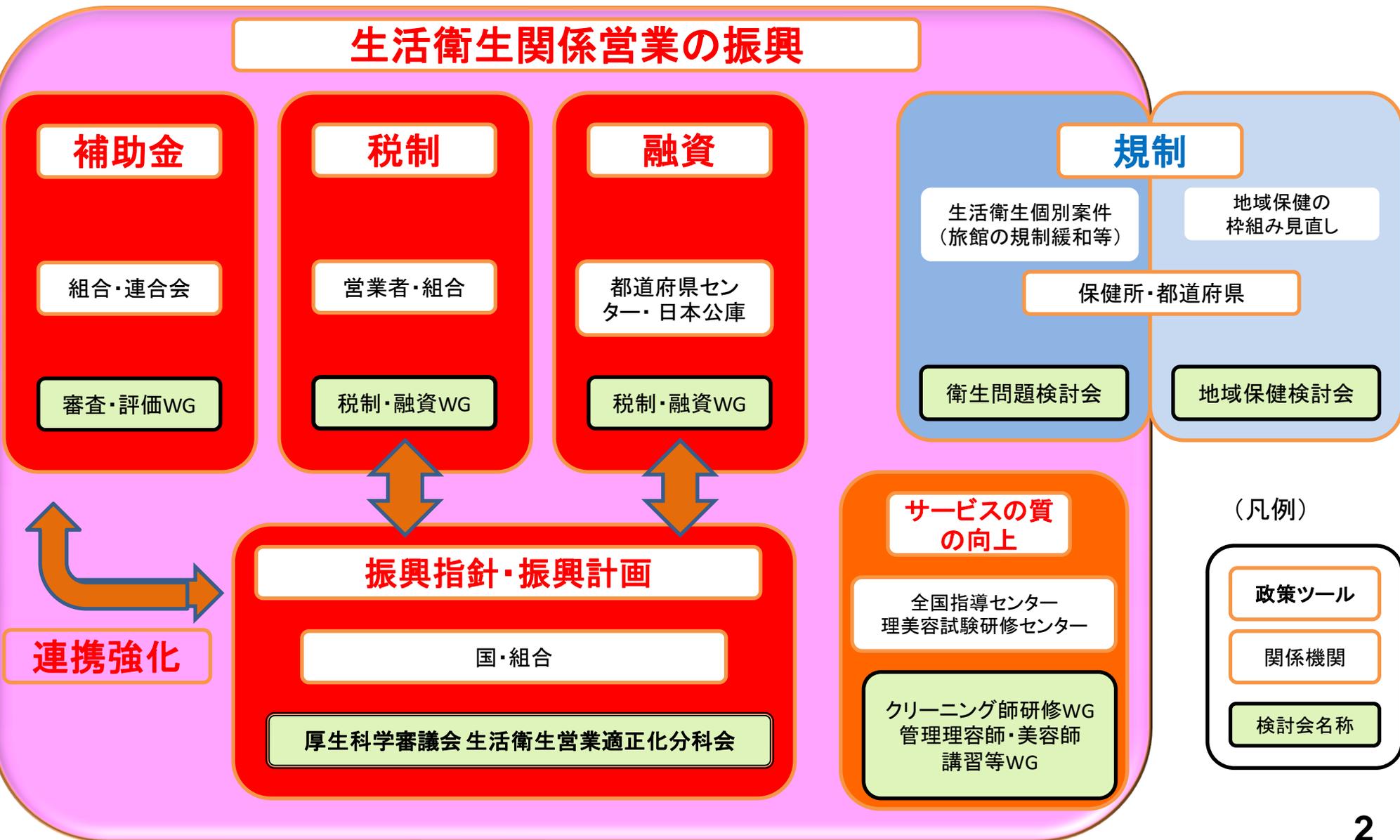


# 現行制度の枠組みと平成23年度 税制・融資措置(案)の概要

# 生活衛生関係営業の振興の体系



# 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年6月3日法律第164号) (抄)

## (目的)

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

## (助成等)

第63条の2 国及び地方公共団体は、営業者の組織の自主的活動の促進を通じて生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、組合、小組合及び連合会に対して必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならない。

# 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年6月3日法律第164号) (抄)

(助成等)

第63条 国は、都道府県が、都道府県指導センターの行う事業に要する経費について補助する場合には、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該補助に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、全国指導センターに対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

(減価償却の特例)

第56条の5 第56条の3第1項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

(資金の確保)

第56条の4 政府は、前条第1項の規定による認定を受けた振興計画(以下「認定計画」という。)に基づく振興事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2

## 現行制度の仕組み (1) 税制

# 税制改正(租税特別措置)をめぐる政府の最近の動向

## 1. 平成22年度税制改正大綱[平成21年12月22日閣議決定]

- 租税特別措置は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。
- しかし、現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されます。
- 税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進める必要があります。

- ① 存続期間が比較的長期にわたっている措置(10年超)や
- ② 適用者数が比較的少ない措置(2桁台以下)等については、特に厳格に判断する。  
※これとは別に、地方税には、③ 適用金額が小さい措置(1億円未満)が追加

## 2. 財政運営戦略[平成22年6月22日閣議決定]

- 財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。
- 租税特別措置については、平成22年度税制改正大綱の方針に沿ってゼロベースから見直すこととする。
- 新たに減収を伴う税制上の措置については、それに見合う新たな財源を確保しつつ実施することを原則とする。

# 平成22年度税制改正について①

## 生活衛生関係営業関係

※中小企業投資促進税制の適用期限の延長  
〔所得税、法人税、法人住民税〕

生活衛生関係営業等を行う中小企業者等が、一定規模以上の機械装置、普通貨物自動車等を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置(中小企業投資促進税制)について、適用期限を2年間延長する。

		特別償却	税額控除
資本金		1億円以下	3,000万円以下
対象資産	機械装置	1台で160万円以上	
	器具備品	・1事業年度の合計が120万円以上のパソコン ・1事業年度の合計が120万円以上のデジタル複写機(インターネット接続)	
	ソフトウェア	1つで70万円以上(データベース管理ソフト、ファイアーウォールソフト等は対象外)	
	車両	車両総重量3.5トンの以上の普通貨物自動車	

※印を付してある項目は他省庁との共同要望の項目

# 平成22年度税制改正について②

## 生活衛生関係営業関係

※公害防止用設備に係る課税  
標準の特例措置の延長  
〔固定資産税〕

公害防止対策の適正かつ円滑な推進を図るため、活性炭吸着式処理装置等に係る固定資産税の課税標準を3分の1に軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長する。

- ◆活性炭吸着式回収装置等:2年間延長
- ◆地下水浄化施設:廃止。

※産業活力再生特別措置法に  
基づく登録免許税の特例措置  
の延長  
〔登録免許税〕

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置について、株式会社の設立等の登記にあっては、軽減税率が適用される資本金の額の上限を3,000億円までとした上で、適用期限を2年間延長する。

# 平成23年度税制改正(案)について①

## 生活衛生関係営業関係

生活衛生同業組合等が設置する  
共同利用施設に係る特別償却  
制度の適用期限の延長  
〔法人税〕

共同利用施設の特別償却制度について、特別償却率を6%(現行8%)に引き下げた上、その適用期限を1年延長します。  
なお、本制度のあり方については、検討事項に明記します。

### 【検討事項】

共同利用施設の特別償却制度については、現行制度の適用実績が極めて低調であることに鑑み、生活衛生同業組合等の活動状況、本制度の利用状況等の分析、対象設備等に関する検証を踏まえ、制度の抜本的な見直しに向けた検討を行います。

クリーニング業における公害防止用  
設備に係る特別償却制度の適用  
期限の延長  
〔法人税〕

公害防止用設備の特別償却制度について、特別償却率を8%(現行14%)に引き下げるとともに、対象設備のうち指定物質回収設備を中小企業者等が新增設をする指定物質の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機等に見直した上、その適用期限を1年延長します(所得税についても同様とします。)

※ホテル・旅館の建物に係る固定  
資産評価の見直し  
〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査を行うなど、できるだけ速やかに検討を行います。

# 平成23年度税制改正(案)について②

## 生活衛生関係営業関係

※産業活力再生特別措置法に基づく不動産取得税の特例措置の延長  
〔不動産取得税〕

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る不動産取得税の減額措置について、対象となる計画類型を中小企業承継事業再生計画に限定した上、その適用期限を1年延長します。なお、平成23年3月31日までに事業再構築計画等の認定を受けた者等については、所要の経過措置を講じます。

※生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長  
〔法人税等〕

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金について、通常の場合の損金算入限度額の116%相当額を損金算入限度額とする特例措置を損金算入限度額の112%相当額に引き下げた上で適用期限を3年延長する。

# 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

（本措置は、税制改正関連法案の成立を前提としている。）

## 要望内容

生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成24年度末までの1年間延長する。

### 現行制度

（特別償却）  
生活衛生同業組合等が振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合に取得価額の8%の特別償却

※共同利用施設

- ・共同冷凍庫
- ・研修施設
- ・共同購入資材配送車両 等

### 平成23年度以降

（特別償却）  
生活衛生同業組合等が振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却

※共同利用施設

- ・共同冷凍庫
- ・研修施設
- ・共同購入資材配送車両 等

現在の政策措置を平成24年3月31日まで延長する。

# 共同利用施設適用実績

## 平成22年度「生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度」活用見込み

- (1) 共同購入車両(〇〇県クリーニング生活衛生同業組合)  
平成22年4月車両取得、平成22年5月供用開始  
[特別償却設備取得額] 2.4百万円  
[車名] トヨタエース1t系  
[型式] KDY221-TGMDY  
[株式会社日本政策金融公庫融資実績]  
融資実績なし



※共同購入資材(溶剤、石鹼、包装材、ハンガー等)の組合員への配送に利用

- (2) 共同駐車場(〇〇県〇〇生活衛生同業組合)  
平成22年12月工事着手(予定)、平成23年1月工事完了(予定)、平成23年2月供用開始(予定)  
[特別償却設備取得額] 7百万円  
[株式会社日本政策金融公庫融資実績]  
融資実績なし

## 平成23年度「生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度」活用見込み

- (1) 美容研修施設(〇〇県〇〇生活衛生同業組合)  
平成23年5月工事着手(予定)、平成23年11月工事完了(予定)、  
平成24年2月供用開始(予定)  
[特別償却設備取得額] 50百万円  
[設置予定地] 〇〇県〇〇市〇〇町  
[株式会社日本政策金融公庫融資実績] 融資予定なし

※平成14年度から平成21年度まで適用実績なし。

# 公害防止用設備の特別償却制度の延長（所得税、法人税）

（本措置は、税制改正関連法案の成立を前提としている。）

## 要望内容

公害防止用設備の特別償却制度について、特別償却率を8%（現行14%）に引き下げるとともに、対象設備のうち指定物質回収設備を中小企業者等が新增設をする指定物質の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機等に見直した上、その適用期限を1年延長する。

## 主な改正ポイント(予定)

### 対象設備の変更

平成 22年度 まで	300万円以上の 活性炭吸着回収装置
------------------	-----------------------

平成 23年度 から	300万円以上の ①テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機 ②フッ素系溶剤を使用する ドライクリーニング機
------------------	--

※①新設の場合、又は②テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機（活性炭吸着回収装置内蔵型を除く）からの買替えの場合に限る  
※大企業（常時使用する従業員の数が1,000人超）は対象外

### 特別償却率の変更

平成 22年度 まで	14%	▶	平成 23年度 から	8%
------------------	-----	---	------------------	----

#### 計算例

#### <減税額の例>

1,500万円のフッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を購入した場合

**法人税減税額 31万円**

$1,500万円 \times 8\% (\text{特別償却率}) \times 25.5\% (\text{法人税率})$

※法人税率を25.5%とした場合

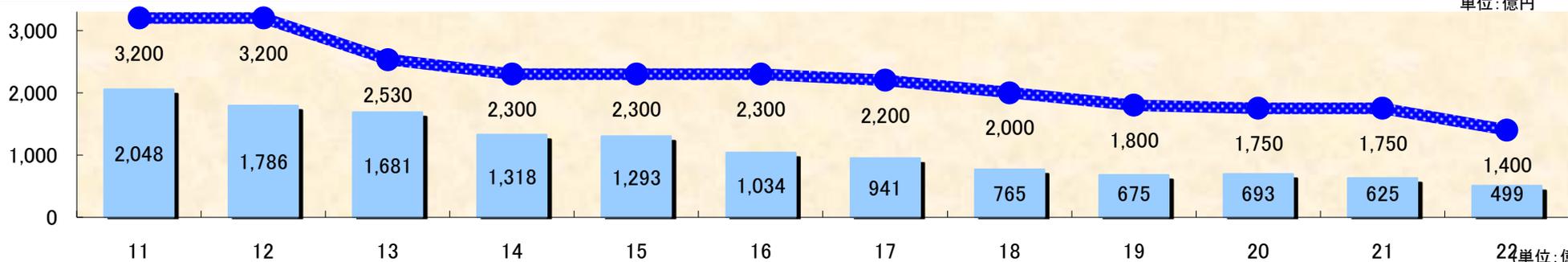
3

## 現行制度の仕組み (2) 融資

# 平成23年度生活衛生貸付の概要

○平成23年度 貸付計画額 1,200億円

単位：億円

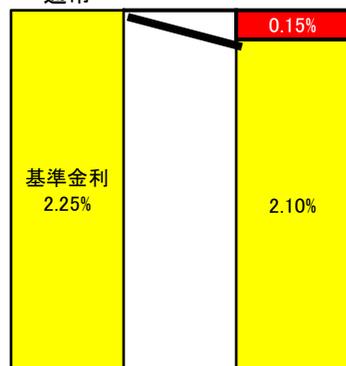


年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
貸付規模	(100.0) 3,200	(100.0) 3,200	(79.1) 2,530	(90.9) 2,300	(100.0) 2,300	(100.0) 2,300	(95.7) 2,200	(90.9) 2,000	(90.0) 1,800	(97.2) 1,750	(100.0) 1,750	(80.0) 1,400	(88.0) 1,200
衛経	(100.0) 210	(100.0) 210	(100.0) 210	(90.5) 190	(100.0) 190	(100.0) 190	(89.5) 170	(88.2) 150	(100.0) 150	(100.0) 150	(100.0) 150	(46.7) 70	(88.0) 60
貸付実績	(90.1) 2,048	(87.2) 1,786	(94.1) 1,681	(78.4) 1,318	(98.1) 1,293	(80.0) 1,034	(91.0) 941	(81.3) 765	(88.2) 675	(102.7) 693	(90.1) 625		
衛経	(88.8) 112	(86.6) 97	(86.1) 83	(85.6) 71	(95.4) 68	(76.0) 51	(96.1) 49	(81.7) 40	(89.2) 36	(127.0) 46	(93.0) 42		

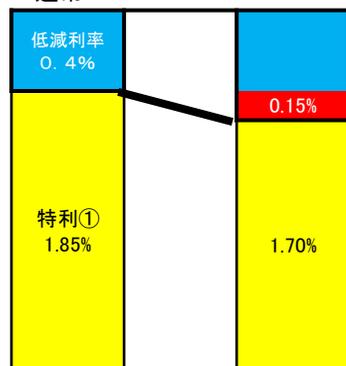
(4月～12月)

## ○新制度「振興事業に係る事業計画書作成者への生活衛生融資制度」

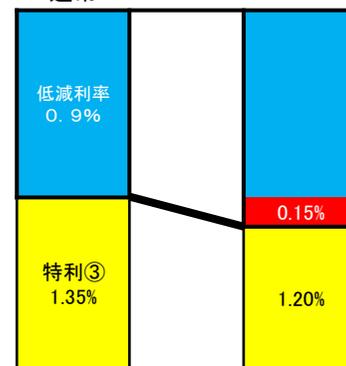
○運転資金の場合  
通常



通常 ☆標準営業約款登録業者



○振興事業特定施設設備資金の場合  
通常



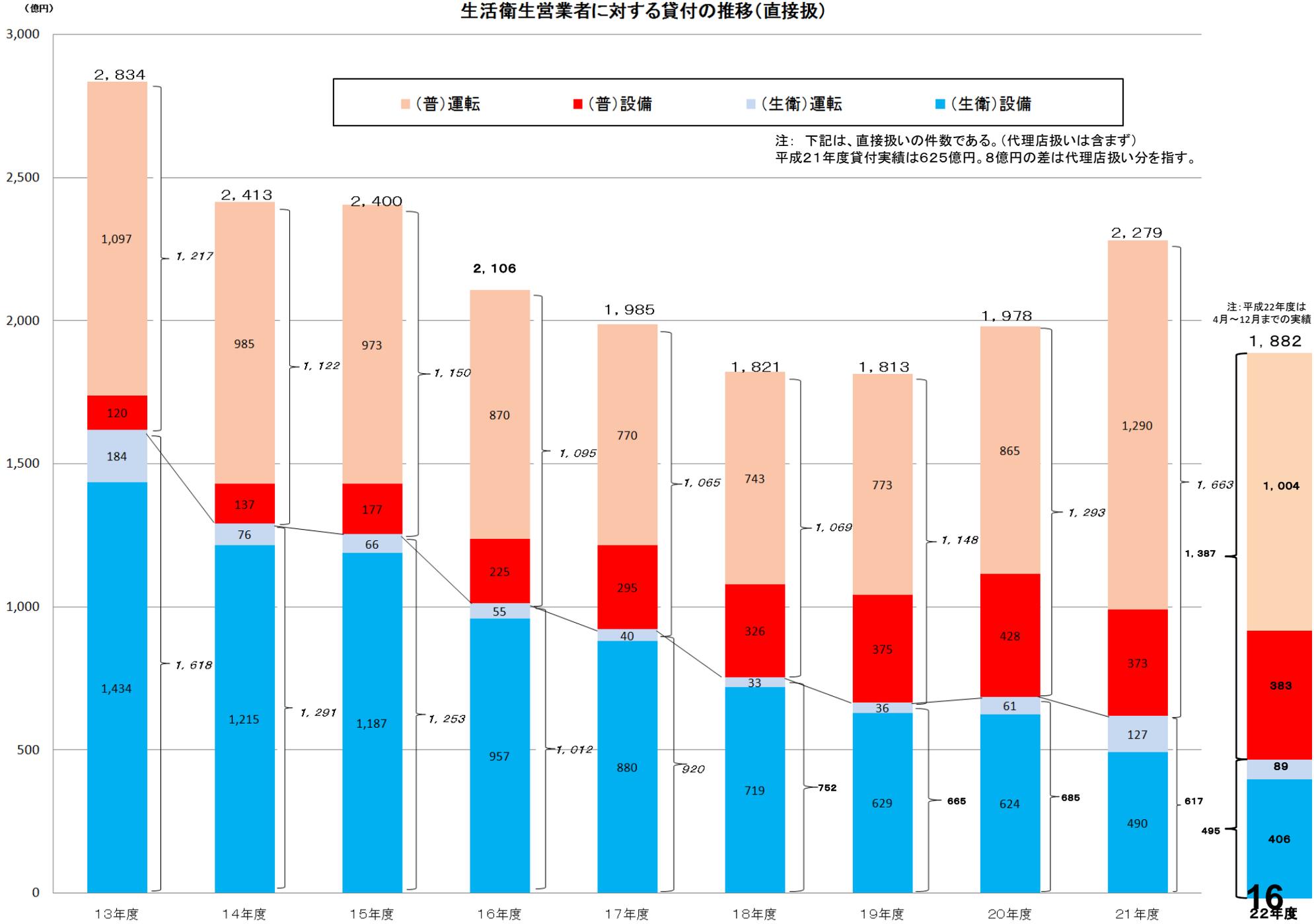
通常よりも  
▲0.15%  
低利で融資

4月  
から

「振興事業に係る事業計画書作成者への生活衛生融資制度」の概要  
運転資金及び設備資金と共に振興計画を策定した組合に所属する組合員が、事業計画書を策定するとともに、一定の会計書類を備えている場合に、通常の利率から0.15%を低減。

※基準利率は5年以内のもの<平成23年2月16日現在>

# 生活衛生営業者に対する貸付の推移(直接扱)



# 株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

## ○ 衆議院内閣委員会（平成19年4月24日）【抜粋】

一 新公庫の組織設計・運営に当たっては、業務の態様に応じた区分を明確にして内部組織を編成し、専門能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上に努めること。特に、国民一般のうち生活衛生関係営業者については、個人営業者等零細な事業者が多いこと、また、公衆衛生の向上に資することが求められることから、引き続き、融資目的や業務の態様を踏まえた、きめ細かい対応を図ることにより、生活衛生関係営業者が融資や利便性について不安をもつことのないよう、新公庫の運営に当たって十分配慮すること。

## ○ 参議院内閣委員会（平成19年5月17日）【抜粋】

三. 新公庫の組織設計・運営に当たり、特に、生活衛生関係営業者については、個人営業者等零細な事業者が多いことや公衆衛生の向上に資する事業であることを踏まえ、引き続き、きめ細かい対応が行われるよう、十分に配慮すること。

# 株式会社日本政策金融公庫生活衛生資金貸付金利体系の現状

(平成23年2月9日現在)

	利率	組員	組員以外
基準利率	5年以内:2.25% 5年超:2.25%~3.65%	振興事業貸付(運転資金) 生活衛生セーフティネット貸付(運転資金)※ 環境対策等関連施設貸付(運転資金)	一般貸付(設備資金) 衛生環境激変貸付(運転資金)
特別利率① (特別利率A)	基準利率-0.4% 年1.85%~3.25%	振興事業貸付(標準営業約款登録者の運転資金) 振興事業貸付(事業計画書策定者の運転資金)	—
特別利率② (特別利率B)	基準利率-0.65% 年1.60%~3.00%	省エネルギー設備資金(クリーンエネルギー自動車)	省エネルギー設備資金(クリーンエネルギー自動車等) 健康・福祉増進関連事業施設貸付(設備資金) 環境対策等関連施設貸付(設備資金)
特別利率③ (特別利率C)	基準利率-0.9% 年1.35%~2.75%	衛生設備資金 振興事業貸付(設備資金) 省エネルギー設備資金(太陽光発電設備等) 健康・福祉増進関連事業施設貸付(設備資金) 環境対策等関連施設貸付(設備資金) 事業安定等施設貸付(設備資金) 衛生環境激変貸付(運転資金)	衛生設備資金 省エネルギー設備資金(太陽光発電設備等)
振興設備利率 (特別利率D)	基準利率-1.15% 年1.10%~2.20%	振興事業貸付(事業計画書作成者の設備資金)	—
浴場利率 (特別利率E)	基準利率-1.4% 年0.85%~2.25%	浴場施設設備等資金	浴場施設設備等資金
経営改善利率 (特別利率F)	基準利率-0.3% 年1.95%	生活衛生改善貸付(運転資金・設備資金)	生活衛生改善貸付(運転資金・設備資金)

※生活衛生セーフティネット貸付については、売上減少等:基準利率-0.3%、雇用維持・拡大:基準利率-0.2%の取扱は平成23年3月31日まで。



## 生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次 報告書提言内容

# 生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書 (平成22年12月24日公表) (抄)

## 生衛業に係る規制・振興方策の現状と改革の方向性(税制・融資部分)

### ○課題

- ・振興方策のうち税制及び融資制度については、厳しい経済状態、生衛組合非加入事業者の増加、税制・融資の認知度合の低下等を背景として、活用実績が低調となっており、政策資源の有効活用の観点からも問題である。
- ・税制及び融資制度については、振興方策の重要な政策ツールであり、これまでも、国、日本公庫、全国センター、都道府県センター等においてインターネットやパンフレットなど多様な手法を通じて各種制度の周知徹底に努力してきたところであるが、明確な戦略のもと、各媒体及びチャネルを通じて提供する情報を営業者の視点に立って整理・充実させるとともに、低調となっている要因について精緻な分析を行い、真に望ましい制度の在り方についても検討を進めることが必要である。

## 「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」での対応(税制・融資部分)

- 生衛業者が税制及び融資制度等の政策支援制度を活用して経営の健全化を適切に図られるよう、現状の活用状況を踏まえ、税制及び融資制度に係る活用支援方策の在り方や有効的な制度の在り方などを総合的に検討する場を「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」に設け、平成23年6月若しくは7月を目途に結論を得ることとする。